

平成25年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

商法

設問 次の事案を読み、問に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、定款に株式の譲渡による取得について会社の承認を要するとする旨の規定を有しない会社で、創業者Aのいわゆるワンマン会社であった。取締役にはAとその妻B、および甲社の従業員Cが就任して取締役会を構成し、監査役にはAの友人Dが就任していた。甲社の発行済株式100株のうちの70%をAが、20%をBが、その余の10%をCが保有していた。

CはAの信任を一身に受け、次第に老いて気弱になったAから後継者として甲社の代表取締役社長に就任してほしいとの要請をたびたび受けるようになった。

平成24年1月14日、Aは不治の病に侵され、余命いくばくもないことが発覚した。Cは当然A亡きあとの甲社の経営責任を担うつもりでいたが、懸念要素としてAの一人息子Eの存在があった。Eは、Aとの折り合いが悪くかつ会社経営に疎かったが、近い将来相続により甲社株主として経営に干渉してくる可能性がないわけではなかった。

Aは、平成24年8月31日に病院で死亡したが、Aの存命時にCはAの見舞いと称してBおよびDとその病室を訪れ、真の動機はEの将来的支配権確立の妨害にあったが、事業規模を拡張したいので新株を発行したい旨を告げた。AはCを信頼しきっていたのでCの提案に同意し、Cは自己に対し一株当たりの払込金額5万円で甲社株式50株を発行する決議があった旨の甲社取締役会議事録を、Aの病室を訪れた日である平成24年8月24日付で作成した。BおよびDもその旨を了知していた。一株当たりの払込金額が5万円とされたのは、甲社の純資産額を簿価で評価し一株当たりの価値を割り出したため、時価で計算した場合の一株当たりの価値は実際にはその10倍近くあった。

問 Aの株式を法定相続したEには、本件新株発行について会社法上どのような主張が可能と考えられるか。新株に対する払込期間が到来しCがすでに払込みを済ませている場合と済ませていない場合とに分けて検討しなさい。